

移民の魁・星名謙一郎のハワイ時代中期

新聞発行・税関吏員・コーヒー農場主の頃

飯 田 耕二郎

はじめに

- 1．新聞発行のこと
- 2．税関官吏とアヘン事件裁判のこと
- 3．コーヒー農場主のこと

はじめに

筆者は先に『大阪商業大学論集』第151・152号において、「移民の魁・星名謙一郎のブラジル時代」および第160号において、「移民の魁・星名謙一郎のハワイ時代前期」と題する小稿を発表したが、本稿では彼が最初に伝道師として活躍したハワイ時代前期に続く時期について記述する。この頃は伝道師から一転して新聞発行と税関吏員そしてコーヒー農場主など主に事業家として活躍するが、それらが時期的に重なっており、どれがあとさきかはっきりしない。ここでは彼について残された記録から当時の彼の活動ぶりと彼をとりまく人物や当時の日本人社会の状況についてできる限り明らかにしたい。

1．新聞発行のこと

星名謙一郎は、1894年頃ハワイ島のパパイコウでプランテーションの監督者として滞在していたが、その後、ホノルルに出て税関の職員と日本語新聞の発行に携わったようである。ハワイでは1894年頃、ハワイ王朝が崩壊し共和国政府が成立した。世の中は混乱していた。

1895年2月14日の Pacific Commercial Advertiser（以下PCAと略す）紙に彼が事件に関わった記事がみられる。「Japanese Cutting Scrape（日本人刃傷事件）」と題するもので次のような内容である。

日本人刃傷事件

モリと名乗る日本人が昨夜、星名とアライのいう同国人の手による襲撃の犠牲者となった。星名とアライは日本語新聞の発行者であるが、モリは彼等に負債があったよう

で、彼等はクワイ通りの前者(モリ)の家に全額を徴収するために行った。連中の中で激しいやりとりを交わしているうちに、告訴人の証言の話によると、星名とアライはモリを攻撃し彼を窓のところまで投げ飛ばし、顔と手をひどく傷つけてしまった。

星名は税関に雇われている。彼はキムラによる500ドルの保釈金で昨夜釈放された。他の被告はまだ監禁されている¹⁾。(筆者訳)

日本語新聞というのは『布哇新聞』のことで、この新聞については岡部次郎牧師の後を継いでホノルル教会の牧師となった奥村多喜衛の回想があるので、次に紹介しよう。

明治二十七年(1894)余が布哇に来た時。岡部牧師は『布哇新聞』と云ふものを発行して居た。此の新聞は瀬谷氏とかドクトル内田氏などの経営したもので。布哇に於ける最初の邦字新聞であった。翌年(1895)岡部氏当地を去るに臨み。余に教会と共に新聞を引受けさせようとして。此の新聞は教会の付属物であると云った。余は牧師が世俗の新聞をやるのはよくない。第一伝道に用ゆべき時間の大部分を之に費やさねばならぬ。次には無益に敵を作る。色々と不利益が多いとて断然之を斥けた。そこで已むを得ず星名氏と新井氏に譲ったのである。その新聞は後段々に代り変ってやまと新聞となり。今日の日布時事となった²⁾。(括弧内および下線は筆者)

ハワイにおける最初の日本語新聞は小野目文一郎の発行した『日本週報』である。『布哇新聞』はその次に発行されたと思われるもので、岡部の後を継いで星名と新井が発行したようである。岡部牧師は1895年7月にアメリカ大陸および世界周遊の旅に出発した。新井は先の事件に関わった人物と同じであると思われるが、モリなる人物とともに詳しいことは不明である。キムラは木村齊次のことであろう。木村は、当時のハワイの住所録『Directory and Hand-Book』の1896-97年に「KIMURA S Wholesale Japanese Provisions, Kekuanooa nr Allen, r Fort nr School」とあり、日本食料の卸売りを営んでいた。彼は『新布哇』などによると、長崎県島原の生まれで1885年の第1回官約移民第1号としてハワイに来航。移民監督官に任じられヒロにいたが、後ホノルルに出て木村商店を営し、日本酒・雑貨の輸入元として知られた³⁾。彼の立派な記念碑が、ホノルル市モイリリの日本人墓地にいまでも残っている。

さて、この『布哇新聞』について星名自身の回顧録があるので、これを以下に紹介する。

回 顧

星名謙一郎

近日当やまと新聞が其発行第一千号に達するの吉日を祝せんが為め、予が以前同紙に係したるの縁故を以て何か一言しては如何哉と社主の言に依じて過去の事を回想して見

1) 『Pacific Commercial Advertiser』1895年2月14日。

2) 奥村多喜衛『太平洋の楽園』(三英堂書店、1917年)195-196頁。

3) 藤井秀五郎『新布哇』(大平館、1900年)「附録在布日本人出身録」30頁。相賀安太郎『五十年間のハワイ回顧』(同刊行会、1953年)122頁。

よふ。

抑も当やまと新聞が当地に生れ出でたるは今より七年以前の事で其前身はほのるゝ報知、布哇新聞と言ふて二者共に予の発行したのであった、其当時はまだ布哇にて新聞なる者が外になかった時代で、暫くして当時の布哇新報と言ふのが週報として漸く其産声を挙げた位の者であった、其頃当地の有志杯が相集り大和倶楽部なる者を組織し其機関として一つの新聞紙を発行しやうと言ふので、つまり新聞社譲受けの交渉を予の許に申込まれたのが始まりで其談判が調ふて当時のやまと新聞なる者が名を代へて現出したのであった、して当時のやまと新聞が如何の者であったかと言へば、所謂石版摺りなので週間三度の刊行で発行部数は僅かに三百を越へなかつたのである、それが只今の如く当地に於て最も有力なる最も体裁よき活版摺りの大新聞となり毎号七八百部を刊行する様になり此度其第一千号に達する迄に至つたのだから予の身に取りては最も感慨の情に堪へないのである⁴⁾。(以下略、下線筆者)

彼は『布哇新聞』以外に『ほのるる報知』なる新聞も発行していたようである。それらを引き継いで『やまと新聞』となった。管見によれば、『布哇新聞』は5号分が残されていて、第25号（1893年11月6日）、第26号（1893年11月13日）、第27号（1893年11月20日）、第28号（1893年11月27日）および第60号（1894年7月16日）である。発行所は布哇新聞社、住所はホノルル府クワイレーン5番で、ドクトル内田（内田重吉医師）の住所と同じである。彼は経営者であるので、この頃は岡部牧師が発行していたのであろう。毎週月曜日発行であるので、号数から逆算するとこの年の5月くらいから発刊されたものと思われ、岡部牧師がヒロからホノルルにやってきた時期と符合する。

2. 税関官吏とアヘン事件裁判のこと

『布哇新聞』を継承した『やまと新聞』を後に改題して『日布時事』を発行し、社長兼主筆であった溪芳・相賀安太郎が、1896年をはじめハワイにやってきて、ホノルルに着いたとき、星名に出会っている。相賀の回想録よりその時のことを引用しよう。

チャイナ号がホノルルに着いたのは、明治二十九年（一八九六年）二月二十八日で横浜を発つてから十一日目、その時のホノルルの港と、船から見た市街は、なんだか薄汚い淋しい感じと、まだ三月にもならぬのに、その暑いのに驚かされた。

当時のハワイは王朝没落後まだ間もなく、大統領サンフォード・ビー・ドールの下に、兎も角も太平洋中ポリネシヤン民族の有する唯一の独立国ハワイ共和国の時代で、税関吏がやって来て、種々の取り調べをした。その頃の規則で日本からの移民はみな少くも百円の所謂「見せ金」を所持していねばならぬことになっていた。これは上陸後、公共の厄介にならぬやうにとのためであった。実のところ私は日本を出立の際やっと船

4) 『やまと新聞付録』第1000号（1902年11月22日）。

賃が出来た位で、この百円の「見せ金」に困り、栃木の豪農の息子の山中茂三郎といふ親友の1人から、之を借用してきたので、銀行から一円札で百枚渡して呉れたのを、その儘大事に持って来たのである。ところが税関の官吏中に一人、人相のけはしい日本人の通訳がいて、いきなり其の札束を私に叩き付けて、「此の忙しいのに、一々こんなものゝ勘定ができるか」と怒鳴られたのには先づ此方の荒膽を抜かれた。併し間誤々すると、上陸に難癖をつけられてはと、我慢して黙ってはいたものの、実に失敬な奴だと思ったが、後日互いに相知るやうになり、共に相許す親しい間柄となった。

此の男こそ星名謙一郎氏で、当時のインテリ中の怪雄であり、志保澤氏とも親交深く、後年テキサス米作発展の波に乗って、夫人を伴うて彼地に赴き、そこでは一敗地に塗れしが、次ぎには単身南米の大舞台に乗り込み、ブラジルにて成功せしも、つひに不慮のことで土人の兇手に仆れた数奇の運命の持ち主であった⁵⁾。

彼の星名に対する第一印象は非常に悪かったようである。この記事で、星名は当時、税関の通訳の仕事をしていたことがわかる。

ちょうどこの直後に星名がアヘンに関わる事件で捕まった。それを報ずるPCAの記事を次に掲げる。まずは3月10日(火曜日)の「A NICE LITTLE RING (素敵な小さな連座)」と題するものである。

素敵な小さな連座

税関の星名がその中にいた

確実に一山稼げる時季

1 ポンド27ドルのアヘン 彼らはいかにそのもくろみを行ったか 日本人が市場に物資を供給する 3人男が途方に暮れて アヘンを隠匿

数か月前から税関職員がアヘンの輸入に関係しているという噂が流布しており、官憲は彼らを告訴につなげる証拠を捜索してきた。

星名という税査定部所に関係する日本人がある中国商人たちの店に最近しばしば出入りしているのが気づかされるようになった。彼らはアヘン取引をしている人物と信じられており、星名と同じように薄給をもらっているある人物のために通常以上の多くの金を持っていると信じられていた。そういうわけで彼を監視するよう決定された。その若い男の行動が少なくとも不審で、中国人をたびたび訪問していた彼の仲間同士の間で行

5) 相賀安太郎『五十年間のハワイ回顧』(同刊行会、1953年)7-8頁。

われていたおそらく仲介人の立場にある1人が岩田であった。彼は妻と一緒にヌアヌに住んでいた。この人物は骨折れもせず紡ぎもしないで同じようにしている多くの人より裕福である。

税関関係者はその行動が密着監視するに相当する人物として岩田を含めることを決定した。土曜日、警察署は徴税局長のキャッスルより通知を受け、一味を壊滅させる努力に協力するように求められた。警察のおとりが印をつけた金を用意して星名が売りに出したアヘンを買うことにした。日曜日の夜、物が手渡された。しかし星名は賢明にもある時まではおとり警官を信用していることを身をもって示した。当局がそれを予想しなかった時に、その男はアヘンを得た。それで取引は気づかれなかった。しかしアヘンは証拠としては多くあった。

昨日その金が星名に支払われることになったことが分かった。そして一体誰がそれにつながっているかを捕捉するための段取りが完了したと思われる。銀行は見張られ、星名も同様であった。しかしそのつながりは実行されなかった。金を持った男が行方不明になり居所がわからなくなった。

当局はそこでその輪の中にいると信じられた岩田とその妻、星名、古谷、榊井を逮捕することを決めた。金は見つからなかったが、10ポンドのNo. 1 アヘンが押収された。逮捕者は調べられたが、唯一重要物件は、カウアイ島にいる1人の日本人に書かれた手紙だけだった。それは庭園の島（カウアイ島）にあるNo. 1とNo. 2のアヘンの値段を尋ねる手紙であり、もう一つは1ポンドにつき37ドルをもたらすので申し出を受けることができないと星名が書いた情報を含んだ手紙に明らかに答えたものである。

星名は税関査定部門にいるようになってから、私腹を肥やす機会が余るほど十分あった。たびたび物品がその部門に任された。本来ならフィッセル氏が着手したような場合に、内容物の検査が星名に降りてきた。推測では、彼がアヘンが含まれていると知っているその箱を開け、税関査定のスタンプを外側に押し、それらを荷物運搬人に回し、集積場所に運ばせた。その場所は確かめられていないが、当局はそれについて組織的な捜査を行っている。

その一味は昨日の午後、全員釈放された。S. 木村が総額2000ドルで星名の保釈保証人となった⁶⁾。(筆者訳・下線筆者)

岩田は、ハワイの住所録『Directory and Hand-Book』の1896-97年に記載されている「IWATA S Proprietor Mikado Gallery Nuuanu opp Queen Emma Hall」と同一人物と思われる。住所がヌアヌ街でこの記事の住所と同じである。だとすれば、彼はミカド写真館の持ち主で、かなり裕福だったはずである。

さて、3月12日（木）この関連記事が同じPCAの「JAPANESE PETITION（日本人の請願）」と題して掲載された。

6) 『Pacific Commercial Advertiser』1896年3月10日。

日本人の誓願

地位に対して高潔な人を求む

アヘン押収の影響

徴税局長への請願 差別待遇されてきた恐怖 チェスター・ドイルのカウアイ島訪問
岩田に提供された保釈金

日本人居留民団は、税関の査定官吏である星名の逮捕によって、中国と日本の戦争（日清戦争）以後に起こったこと以上に動揺している。

逮捕された人たちには敵も友人も多くいて、そのためその人たちが有罪が無実かについて意見がまっ二つに分かれている。良識ある日本人佐藤が編集しているザ・ライジングサン（日の出新聞）は昨日版で、密輸事件に関与して逮捕された古谷が、一味の輪から追い出され、その中にいた者たちを非難して、彼らに仕返しをしたと報じた。古谷は警察署に着いて初めて、その取引について知ったと言っている。

日本人たちは、星名が荷物送り状を操作して、星名に贈賄していない人たちの取引には障害を与えていたような印象をもっているようである。このこととは別に、日本人通商組合は昨日午後、会議をおこない、委員を指名して徴税局長に提出する請願書を起草することにした。以下、署名を省略した請願書の写しである。

ハワイ共和国、徴税局長、ジェームズ・B・キャッスル閣下

机下、共和国在住日本人主要通商関係者を代表し、以下のことを陳情申し上げます。

日本人通商関係者は、法の下で課税されるべき日本からの商品の主要輸入業者であり、その商品は、税額が査定されるよう適切に価格評価され、政府貴庁の関税査定部局を通過すべきものであります。近時の摘発により私ども請願者は、税関部局長としての閣下により自らに負託された信頼に対して、誠実であることを身を以て示し、仕事に関係する人々に対して公正で廉潔であるような日本国籍の職員を、関税査定部局に有することの重要性を、閣下が認識されるであろうと信じないわけにはいきません。

私どもは通商業者として、納税者として、また輸入税を通して政府の財政維持に対して大きな貢献している人間として、関税査定補佐官としての前職者の作為によって、差別待遇されてきたと信じます。

したがって私どもは、関税査定補佐官としての人物を選ぶ際には、できる限り通商業者の提案によって行うことをお願いします。通商業者は、その地位にいる不正な人物が採用するやり方によって損害を受けるかもしれないからです。

私どもは、商業組合出身者を指名したり推薦することを望みませんが、閣下がその職に任命する人物は、日本人居留地に地歩も持つ人たちの承認を得られる人であることを願います。

この要請を行うに当たって、閣下が関税査定官の地位にフィッセル氏を任命するよう求められたのでしたら、私どもは白人通業者が経る通関手続きを採ります。日本人通業者が扱う品目の商品に精通している人物は、そうでない人よりも政府や通業者に、より大きい満足を与えることでしょう。

私どもは、この必要な資質を、正直さと高潔さとともに併せ持つような人物が選ばれることを、謹んでお願いします。

この請願が星名の後任を選ぶ際に徴税局長に与えた影響が如何ばかりであるかは、想像の域を出ない。その地位は、それによって商品価値を定める権威を持つものではない。その人間は、その部局の長が割り当てる任務を遂行する官吏が伝令にすぎない。

チェスター・ドイルのカウアイ島への謎の旅行は、突然に終わったようだ。彼は昨日、日に焼けて口数少なく戻ってきた。彼の旅が成功か失敗かについて尋ねられると彼は、こんなに早く引き返して戻って来られたのは幸運だったと思うと言った。それ以上何も彼は言おうとしなかった。キャッスル氏は押収に関する情報をアドバイザー紙に提供することを断った。

岩田の事件で保釈金が提供されたことが、偶然知らされた。しかし調査した結果、それは彼の釈放を保証するような人物とは見なされなかった。彼はまだ警察署の中で苦しい生活を送っている。星名は昨日午後、日の出新聞の営業支配人である平田といっしょに（馬車で）ドライブに出かけていたが、周りのものに気をとめる余裕はないように見えた⁷⁾。（筆者訳）

さらに、10日近く経った3月21日（土）のPCAに「FOR PEDDING OPIUM（アヘン密売容疑）」と題するこの事件の裁判の様子を伝える記事が出た。

アヘン密売容疑

岩田、星名、軽い判決を受ける

両事件とも控訴される

目撃者が事実を証言 岩田が箱を所持 最上級の“絹”取引 カウアイ島への船積み
星名が保釈を保証 証言など

アヘン取引で告発された星名と岩田の公判は昨日、地方の裁判所で続けられた。ポール・ノイマン議員が弁護側、マーシャル・ブラウンが起訴側を指揮した。

古谷の喚問。彼は、榊井とのつながりについて話すなかで、次のように言った。榊井から小包を受け取ったが、中身は知らなかった。後になって、警察署でそれがアヘンだ

7) 『Pacific Commercial Advertiser』1896年3月12日。

と知った。私の銀行通帳を見なければ、この小包を受け取った日付は言えない。

私は榊井が来る前から、彼が私の所へ来ることを知っていた。彼と会う約束をしていた。後で榊井は、小包の中にアヘンが入っていると私に言った。それにアヘンが入っていると、私は言われたのである。検事総長はそれにアヘンが入っていたのだと、私に言った。これまでアヘンを扱ったことは一度もない。このブツを私は買っていない。榊井が買ったのだ。

榊井はアヘンを買うための金を私に求めた。私はそのことを考えておくと言った。土曜日の昼前に再びやってきた。私は彼にそれを持たせることを決心した。私の家に夕方来るように言った。彼は出来るだけ早く金がほしいと言った。小包を私の家に持って来て、ハワイ島に行くまでここに置かせてほしいと言った。それは私が榊井と行った仕事上のやりとりに過ぎない。

私の店はホテル通りにある。そこは、たいがい午後8時から11時までの間は閉めている。榊井がアヘンをそこへ持って来た夜は開いてかった。それは日曜日だった。私は時を打つ柱時計を持っていて、それが時を打つのを聞いた。榊井が私の店に来たのは9時前であった。

星名とは何のもめごともない。彼は、1895年の秋に私の所に下宿していたと思う。彼は自分の家財を持っていた。彼は部屋を間仕切りするために金を払った。そして賄い付きの下宿代として、私は彼に15ドルを請求した。彼が出ていくとき、間仕切りをはずそうとしたが、それは釘づけされていた。私は彼がそれをするのを断った。

輸入商品の過少評価に関して、彼ともめたことは一度もない。日本の私の代理人の間違いのため、90ドルを払わなければならなかったことが一度ある。私は事実を陳述した証明書をフィッセル氏からもらい、代理人に総額を要求した。

星名が私の店で手紙を書いているのを見たことがある。彼の肩越しに見た手紙とは別の手紙を、星名が書いているのを知る別の機会もあった。彼が書いたといわれる複数の手紙を、友達の家で見せられたことがある。この手紙が星名の手書きであるとは、誓って言えない。それは類似物である。一目見て星名の手書きであると確信する手紙を、彼の部屋で見たことがある。私は彼と同じ部屋に居なかったし、彼を探偵していたわけではない。星名を税関から追い出すための彼に対するこの策謀に私は加わってはいない。

榊井は星名からアヘンを買うために金が欲しいと私に言った。榊井はこのアヘンを買うための金を私に求めた。榊井はこの目的のための金が欲しいことを、金曜日に前もって私に言った。敏腕の警官に捕まらなければ、榊井に金を貸してもそれは戻ってくるだろうとわかっていた。それについて確信はなかった。一般的にはこの手書きは星名のものであると私は言います。私は特にどうとは述べられない。

この事件に関して誰かと協議したことはない。警察署員が私に裁判所に来るように言った。ドイル氏とも協議したこともない。彼は昨夜私の店に来ていた。榊井宛の手紙を訳した。それにはサインは付いていなかった。ドイルにその翻訳が何のためか尋ねることはしなかった。星名の事件に関して彼と会話することはなかった。

私がアヘンを持っていることを、どのようにしてドイルが見つけたかは知らない。私は持っていることを後でドイルに自白した。私がアヘンを持っていることを認めたと

き、数人の人物が居合わせていた。この事件の前に、アヘンを買うための金を榊井に貸したことは一度もない。

チェスター A. ドイルの喚問：私は星名を知っている。彼をヒロで牧師として知っていた。岩田は1888年カリフォルニアで知っていた。古谷と榊井も知っている。

2週間ほど前に、紫色のひもで結ばれたブリキ箱を受け取った。3月9日月曜日、マーシャルの事務所に小包を持っていき、そこでそれを開けてアヘンが入っているのを見つけた。私はこの小包がそれだと同定する。

榊井をカウアイ島に連れて行くよう指示された。午前3時そこに着き、日本人ホテルに泊まった。榊井は私に手紙を渡した。それを受け取って私は、彼のすべての所持品を預かり、彼をホノルルに連行した。これがその手紙です。

私は彼を地方治安判事の前に連れて行き、彼をアヘン販売の罪で告発した。彼をホノルルに連行して、そこで彼は監禁された。

星名はフォート通りの中国人教会の真向かいに住んでいる。彼の部屋を、家宅捜索令状を持った警察官といっしょに3度訪ねた。星名氏は警察官が捜索している間、立ち会っていた。星名は私にそばに来よう呼び、私が彼を邪魔するのはばかげていると言った。そして私に留まるように頼んだ。「なぜあなたは私を邪魔するのか。私はあなたに何もしたことがない。わたしはこのことで、あなたを金持ちにすることができたのに。」

私は彼に、いったい何が言いたいのか尋ね、私が多くの証拠や手紙やあれやこれやを持っていると言った。彼はそれらを欲しがり、それらを買取りたいと言った。いくら出さかど彼に尋ねると、私がそれらに値段をつけねばならないと言ったので、私は断った。彼は私に、次の日の夜8時に来て、できる限りの証拠を持ってくるように頼んだ。彼は、私に払う金をそこに持ってくると言った。

翌朝、マーシャル補佐官と私自身がW. O. スミスを訪ねて、彼にこのことを説明すると、私は主要な手紙を写真に撮るように言われた。私はそれを行って、日曜日の夜に、マーシャル・デビッド・カアパ補佐官とレンケン警部と私自身が星名の家に行った。彼らは外に残って、私が星名の部屋に入っていった。

彼の欲しがっている証拠を持って来たど彼に言った。彼が岩田から受け取った手紙と、もう1通の手紙の外側を彼に見せた。私に払う金は用意されていなかった。彼は、彼に関する証拠を置いて行くように言い、次の日に来て金を受け取るように私に言った。私は断って、その証拠を警察署に戻した。それが私が彼に見せた手紙で、こういう風に折りたたまれている。彼はこれが自分の手紙であることを私に認めた。彼と会う場所についての約束はしなかった。彼は自分で私を見つけると言ったが、私が彼を見ることはなかった。

反対尋問への返答 手紙はカウアイ島で榊井から私に渡された。手紙はそこでトランクから取り出された。私は通訳兼委任官であり、まだ刑事ではない。捜索協力はしなかった。そこへアヘンの捜索に行った。そこへ行ったのは通訳としてであり、警察官と

してではない。彼が買いたがった証拠の代金を受け取りに、そこに2度行った。

R.ヒッチコックの証言：アヘンは私が預かって、置かれていた。そこに運んだのは、ドイルか古谷である。これが書類である。榊井は知っている。彼を3月9日の朝に逮捕した。彼はドイルによって警察に連れて来られた。最初連れて来られたときには取り調べられていない。午後になって彼を取り調べ、身体検査で4枚の50ドル札を見つけた

反対尋問への返答 榊井は小切手を現金に替えたとき、私はビショップ銀行にいた。その前夜、ある人物とした話の結果として、私はそこに行った。

マーシャル・ブラウンの証言 われわれが証拠として持ち込んだこの手紙が、星名によって書かれたものであるという事実は、確定したとわれわれは信じる。

ノイマンは、被告をその手紙と結びつける証拠は、少しもないと反論した。

マーシャル・ブラウンは、その手紙を同定する仕方を引用して述べた。彼はデービス弁護士からその手紙を一度も受け取ったことはないが、彼には、もし要求されれば、手書きを同定するだけのことを知っているということが、十分わかっていた。

島間汽船事務所埠頭職員ウイリアム・ホワイトの証言：3月9日に始まる週のいつ汽船ジェームズ・マケエが当地に着いたかはわからない。

ドゥ・ラ・ヴェルネ判事はその手紙を証拠として認めた。

日本語から英語への手紙の翻訳を確認するために喚問されたマツオカの証言。彼はその翻訳は正確であると陳述した。

岩田の保釈申請は、A.G.M.ロバートソンが弁護側で、マーシャル・ブラウンが起訴側で議論された。

午後2時まで休憩。

保釈申請は却下される。

被告らは有罪とされる。岩田は500ドルの罰金と訴訟費用の支払い、1カ月の懲役を宣告される。星名は500ドルの罰金の支払いと6カ月の懲役を宣告された。

控訴が注目される⁸⁾。(筆者訳・下線筆者)

ハワイの住所録『Directory and Hand-Book』の1896-97年によると、古谷は「FURUYA Gentlemen's Furnishing Goods, Chinaware, Rugs, Etc, 513 Hotel, r same」と同じ住所に店と住まいがあることからこの住所録の人物と思われる、紳士家具用品、陶磁器、敷物などを商っていた。彼は古谷駒平といい、前掲の相賀安太郎の回想録によれば、英語が

8) 『Pacific Commercial Advertiser』1896年3月21日。

上手で柔道の有段者、豪胆で痛快な人だったとある。また妻君は、耕地の移民から引き攫ったと聞いたとあり⁹⁾、翌1897年10月28日の『やまと新聞』の記事によれば、「夫妻でチャイナ号にて帰朝」とある。彼はその翌年の1898年に、夫妻で南アフリカに渡りケープタウンにミカド商会を開き、アフリカでもっとも古い日本商店で、雑貨と美術品を扱う店は大いに繁盛した。彼は日本と南アフリカを行き来していたが、関東大震災に遭遇し、1923年横浜で亡くなった¹⁰⁾。ミカド商会の名は岩田のミカド写真館から思いついたとも考えられる。

それはさておき、ここで星名と岩田は有罪を求刑されたのであるが、その後、同年5月と6月に日本語新聞である『やまと』にこの事件に関する次の4つの記事が出た。

5月5日「阿片事件 本月の巡迴裁判は遷りたる星名、岩田両氏等の阿片はまだ開廷の期日は分からざれども政府は証拠物件取押の爲め又復たドイルを榭井に附けてカワイ島へ送りたるは土曜日の事なりし¹¹⁾」

5月19日「星名、岩田、榭井、古谷等に関する阿片事件の裁判は昨朝より司法庁内の巡回裁判所にて開廷されたるが午前午後とも警部巡查、榭井等証人の陳述にて時を費やし今朝引続き開廷する筈なり¹²⁾」

5月26日「星名の裁判 大審院へ上告したる同人の裁判は六月中旬に裁決あるはず也¹³⁾」

6月23日「星名の裁判 大審院へ控訴して以来其音沙汰を聞かぬ彼阿片事件は如何なりゆきたるか色々と探訪を遂げたるに若し大審院などにて事を荒立てれば思ひ寄らざる所に怪我人も出来べく何に致せ智者のスミス司法の帰るまで打ち遣りて置くこと好からめと斯の様に延引致し居るなり¹⁴⁾」

5月19日頃に The Circuit Court（巡回裁判所）で開廷されたようだが、裁判は長引き秋まで持ち越された。その間、星名はあちこちに出かけたようで、次の『やまと』の記事ではハワイ島のオーラーまで行っている。これは税関吏員を辞めた後、それまですでに手がけていたオーラーでのコーヒー農場の経営を本格的に行うためであると思われる。

7月7日「星名謙一郎氏は今日のキナウ號にてオーラーへ赴かる¹⁵⁾」

また、8月にはハワイ島ヒロで有名な日本人医師であった山本晋の夫人が日本からホノルルを訪れた際、彼がその夫人を案内したという回想記が残されている。

9) 相賀安太郎『五十年間のハワイ回顧』（同刊行会、1953年）44頁。

10) 岡倉登志・北川勝彦『日本－アフリカ交流史 明治期から第二次大戦期まで』（同文社、1993年）、129頁および182－185頁。青木澄夫『日本人のアフリカ発見』（山川出版社、2000年）9頁および30頁。

11) 『やまと』第74号（1896年5月5日）。

12) 『やまと』第80号（1896年5月19日）。

13) 『やまと』第83号（1896年5月26日）。

14) 『やまと』第95号（1896年6月23日）。

15) 『やまと』第100号（1896年7月7日）。

「ハワイの思出草(上)」山本アイ

ハワイのことは今も懐かしく忘れたことはありません。思い起こせば誠に古いお話ですが、私が初めてハワイに渡りましたのは明治29年(1896)です。ヒロの主人から島田善雄という夫妻を迎えによこしましたので、その夫婦とともに同年8月中旬リオデジャネイロ号で横浜を出帆し、14日目にホノルルに着きました。

上陸しますと、海岸道路の両側には支那人の店が並び、色々な品物を出して売っていました。初めてハワイの日本人婦人を見ましたが、ホーロクというのでしょうか、変わった服装で、帽子をチョコンと頭にのせているので、その時は異様に感じました。

移住民局に出いられた星名謙一郎氏(後にブラジルに渡り成功したが、射殺された)がハックで出迎えてくださったので、それに乗り珍しい街の様子を眺めながら、ポルトガル人のホテルに参りました。そこには日本人ボーイが1人居まして、とても親切にしてくれ、いろいろとハワイのことも話してくれました。

翌朝、移住民局医官の毛利伊賀氏がホテルに尋ねて下さいました。ハワイが初めての私に、御親切に種々と事情を説明して下さいました。

ホノルルに1週間滞在しました間、星名氏のご案内で方々を見物しましたが、博物館で見た珍しい古物は、殊に深い印象を受けました。

毛利氏が或る日ワイキキの温泉にお誘い下さいまして南国(?)の旅情を愉しみました。そのころはホノルル市中もワイキキ方面もキャベの木ばかりで、その中にヤシの木がそびえ、川には家鴨が泳いでいるという悠長な平和な風景でした。このあたりの土地や家禽は殆んど支那人のものだということでした。

星名氏の御案内で支那人の芝居も初めて見物しましたが、とても異様でした。支那人の通訳を1人つれて行きましたのでよく解りました。

ホノルルに上陸して万1週間後に、キナウ号でハワイ島に向い、翌日ヒロに着きました。(以下略)¹⁶⁾

博物館はビショップ博物館のことであろう。

さて、事件の裁判は10月に次のような結果となった。これは『やまと』を改題した『やまと新聞』のThe Supreme Court(大審院)における判決記事である。

10月20日「星名氏の被告事件に対し巡回裁判の判決を不当とし弁護士ロバートソン氏を以て上告中なりしが大審院は昨日巡回裁判の判決正当なるを申渡せり依て星名氏は懲役一ヶ年罰金五百弗の刑を受くるなり¹⁷⁾」

以後、星名に関する記事は約1年後に出獄した時の『やまと新聞』の記事までみられな

16) 『米布時報』第68号(1956年4月5日)。

17) 『やまと新聞』第32号(1896年10月20日)。

い。

1897年9月25日「星名謙一郎氏 今朝出獄ヌアヌ町ホワイトハウスに止宿せらる¹⁸⁾」

3. コーヒー農場主のこと

星名はハワイ島における伝道師の時代に、一時オーラ（オラア）に住んでいたことがあり、その関係で当時からコーヒー栽培に従事していた。1895年9月16日付、在ホノル、領事館書記生・成田五郎報告「布哇島巡回復命書」の中で、「ヲラーに於て珈琲栽培に従事する日本人名等一覧表」に彼の名前が登場する。

星名謙一郎 愛媛県 七八エーカー（借地高） 三〇エーカー（開墾高） 五エーカー（植付高） 三八三〇（植付樹の数）

この一覧表には18名の日本人が記載されており、このうち「植付樹の数」で一番多いのは大槻幸之助の三三八〇〇で、星名の場合は4番目に多い。ちなみに大槻は星名がパイコウで伝道師をしていた時の地方有力者で、雑貨店などを営んでいた。またオーラ労働組合長は小野目文一郎で、彼はハワイにおける最初の日本語新聞である『日本週報』を発行したが、当時はコーヒー栽培に従事し、この一覧表を含む「ヲラー珈琲栽培に関する実業家の報告」を行っている¹⁹⁾。

星名は先のアヘン事件で収監され、1896年はコーヒー栽培に関して7月にオーラに赴いた記録があるのみで、1897年9月に出獄するまで他に記録はみられない。ただし前出のハワイの住所録『Directory and Hand-Book』の1896-97年には「HOSHINA K Coffee Planter, r Lane off School nr Fort」とあり、住所はホノルルのフォート街で、裁判記事中の住所と符合する。また先の1895年の事件で星名の保釈金を出した木村の家の住所とも一致する。彼等はヒロ時代からの知り合いのはずで、星名は木村の家にこの時期、同居していたと思われる。フォート通りは現在も港に至る主要な通りである。

さて、星名が出獄した同日の9月25日、ハワイ島コナで発行されていた日本語新聞『コナ反響』に彼のコーヒー栽培についての記事がみられる。彼の不在中も栽培されていた。

「オーラの星名氏珈琲苗 同地第一の上出来との評判なり²⁰⁾」（原文カタカナ交じり文）

続いて同紙10月2日の記事は次のようである。

18) 『やまと新聞』（1897年9月25日）

19) 『通商彙纂』第34号（1896年2月1日）28-36頁。

20) 『コナ反響』（1897年9月25日）

「オーラア」珈琲景況 同地日本人間に於ける本年の珈琲収穫代金は少なくも三千弗以上ある可く其内小野目氏の分は四百弗位もあり星名氏の分は殆んど千弗近くある可き見込なり……²¹⁾(同上)

またその直後、10月7日の『やまと新聞』では彼のコーヒー栽培について詳しく紹介している。これによると、彼のコーヒー栽培はすでに1891年から始まり、この地方の元祖であるとしている。以下、少々長いが全文を掲載する。

星名スタイル(珈琲耕作)今を去る六年前千八百九十一年星名謙一郎氏はヒロ、オオラアの王室地七十七エーカーを拝借し(其後革命の前払下げたり)初めて珈琲を種へたり是れ其近処に於ける珈琲耕地の元祖にて当時白人其他の人々は見て「斯様な処へ珈琲を植付けて如何する積り」などと笑い居たりき

謙一郎氏は数年間之れに資本を下ろすに就ては少からざる困難を見たるも屈せずを持ち耐へたる今日に至り土地の適当と培養の宜しき為め第一等の出来にて又星名耕地の成功を見て之れに倣ひれに近寄らんとするもの続々来れるより星名耕地を中心として南に北に大小の珈琲畑出来たり故に星名耕地はオオラア珈琲山の中心点となり五六年前「コンナ処へ珈琲を植付けて」と云ひたる白人共は顔色なきに至れり

サレバ米国辺より来りヒロの珈琲を見物せんと政府に案内を乞へば役人は直ちに星名耕地を示すことと成り星名の耕地はヒロ珈琲の標準と成り見本とは成りぬ。曩きにスミス司法が合衆国の四代議士を火山見物に伴ひ行きたる時も帰途第一に星名耕地を四氏に見せたりき

西洋資本家にて同耕地を(総坪数七十七エーカーなれども珈琲を植付けたる箇所は三十エーカー餘は切り開き中)七千五百弗にて売って呉れと星名に度々申し込みたる者あり別に又八千弗と価を附けたるものありけれども星名氏は之ヲ手放さざりし星名氏の量見にては本年の収穫は安く見積りても壱万弗以上なるべく尚ほ数年を持ち耐ふれば十万の富は獲らるべしと考ひ居るなり

オオラアの土地には三種の地味あり赤土とパイホイホイとアアなり赤土は雨降れば忽ちに泥濘となり沮水よろしからず且つ暗天と成らば忽ちに乾破れ又晴天が続けば忽ちに灰の如くに成り珈琲能く生育せず

パイホイホイとは地下数尺の処に一枚岩とも云ふべき大石ありて地面水を吸ひ込めば水は此石に堰かれて滞るが故に珈琲の根を腐らすべく是亦培養に大害あるなり

第三のアアこそ珈琲に対し最も好き地層にて地下数尺は礫のみを以て充たさるゝ所を云ふなり是れ水少しも淹滞せず常に新陳代謝する故なりと

パイホイホイもアアも地下に一帶を為し遠く二三哩も続き幅員日本の数町に亘る処あるなり故に若し耕地がアア帯の上にあらば幸なれどもパイホイホイの処に開かば不幸尤も甚しきなり

星名耕地は幸にも此アアの上にあたり故に珈琲は法の如くに能く生育しオオラアの

21) 『コナ反響』(1897年10月2日)

標準と成りたるなり、茲におかしきはの良きを見て其近辺必ず珈琲に適するならんと態々隣地面を買ふて引き移り来れる白人ありけるが僅かに八尺余りを距りたる星名耕地の樹は能く繁れるも自己の方はドウも旨い具合にゆかざるより細かに之を調べるに僅かに八呎を距たる星名の方はアア地層にて自己の方はパーホイホイ帯なりしと又星名スタイルとてヒロ珈琲植附の法あり一面の荒野を切り開きて初めて苗を下ろす法にてオオアラの地面は樹木少なく只見る丈餘の蕨類似の用無し草一面に生ひ茂り居るなり

此地を耕地に直さんとするには一方より右の雑草を切り倒し行き之を焼き尽くし初めて地ならしを為せば灰は肥料ともなり且つ持運びの世話なく好法方とて珈琲耕主は是れ迄用ひ来りたるなり左れども此法に依る時は地面に忽ち雑草萌ひ来たり之れを取り去るに手数掛ること夥しきことにて少しでも怠ればズンズン成長するなり珈琲は少しでも雑草あらば忽ちに生育に関するもの故非常に害を及ぼすべし

然るに星名スタイルは蕨の焼き打ちを為さぬ方法にて初め一方より雑草を切り倒しりたる草を幾畦にも分ち間を奇麗に耕し二呎乃至三呎中の線を地所の幅員に随って作り耕したる線と線との間口に巾五呎乃至六尺位の土手の如く切り倒せる大草を積み置くなり斯うすれば草取（耕したる所へ生へる小草）の地面狭く手数少く其内彼大土手は下より漸々腐りて漸々に低く成り萌へ立てども焼討法の後に比べれば極めて根絶やしに為し易く今日珈琲主は此法を星名スタイルと称ひて皆用ゆるに至れり

又ヒロ珈琲とコナ珈琲との優劣如何を星名氏に問へばヒロのは粒大きくして香気高くコナのが及ぶ所にあらずと曰ひコナの柴山徳造氏に問へばコナ珈琲は粒小さく固けれど香気はヒロ珈琲より高くコナ珈琲として米国へ輸出し好評を博し居るにあらずやと答ひコナかヒロか何れが優れりや記名は未だ知らざれども兎も角もコナにもヒロにも珈琲にて成功し居る者は日本人にて日本人は益々両地方に入り込み土地を開きて斯業に就き独立の道を立つる者多きを見るとは喜ばしきことならずや

コナに起れる日本人農業組合会規則は過日掲載したる通りのものにて此会は全く日本人珈琲業者の寄合なることを知るべし何れ本社はコナの柴山氏に請ふて同地の珈琲耕業の景況を報導して貰ふべし²²⁾

参考文献

新聞・定期刊行物：

『Pacific Commercial Advertiser』1895－96年。

『Directory and Hand-Book of HONOLULU and the HAWAIIAN ISLANDS』1896－97。

『通商彙纂』第34号（1896年2月1日）。

『やまと』1896年。

『やまと新聞』1896－97年、1902年。

『コナ反響』1897年。

『米布時報』1956年。

22) 『やまと新聞』第179号（1897年10月7日）。

書籍：

藤井秀五郎『新布哇』(大平館、1900年)

奥村多喜衛『太平洋の樂園』(三英堂書店、1917年)

相賀安太郎『五十年間のハワイ回顧』(同刊行会、1953年)

岡倉登志・北川勝彦『日本－アフリカ交流史 明治期から第二次大戦期まで』(同文社、1993年)

青木澄夫『日本人のアフリカ発見』(山川出版社、2000年)

付 記

P C A記事の日本語訳に際し友人の矢野喜夫氏の助力を得た。記して感謝申し上げます。